株式会社宮崎信販

「クレジットカード番号等の適切な管理」に関するご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜わり、心より御礼申し上げます。

さて、平成 21 年 12 月 1 日から施行される改正割賦販売法により、当社はクレジット番号等の安全管理のために必要な措置を講じることが義務付けられました。この法律の規定に基づいて、加盟店の皆様へ下記の点についてご案内させていただくことになりましたので何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

<漏えい・紛失等が発生した場合の連絡について>

平成21年12月1日以降に貴社及び貴社の委託先でクレジットカード番号の漏えいや紛失等の事故が発生した場合には、速やかに下記あてご連絡をお願致します。

【本件に関する連絡先】

株式会社宮崎信販 お客様相談係 0985-28-5309 AM 9:00 ~ PM 5:30(土・日・祝日休み)

<漏えい・紛失等が発生した場合の再発防止について>

貴社または貴社の委託先でクレジットカード番号等の漏えいや紛失等の事故が発生した場合には、当社は貴社または貴社の委託先に対して、類似の漏えい・紛失等の事故が再発しないための対応措置をお願いすることとなります。

<貴社の委託先へのご案内について>

上記内容については、貴社より委託先に対してもご案内をお願い致します。

※「クレジットカード番号」とは

「カード契約加盟店」に提示もしくは通知することにより商品の購入や役務の提供を受けることができるものとしてクレジットカード会社がカード会員に対して付与した番号、記号、符号等をいいます。

※「クレジットカード番号」の漏えい・紛失等の事故とは

上記の「クレジットカード番号等」のデータやその内容が記載された伝票や書面・顧客台帳等が漏えい・紛失・所在不明などの状態になった場合をいいます。